

令和3年度事業報告

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

当センターは、昭和54年12月に千葉県における浄化槽の法定検査を担う社団法人として設立され、廃棄物処理法に基づく厚生大臣の指定検査機関として事業を開始しました。

そして、浄化槽法の制定・施行に伴い、昭和61年3月に改めて千葉県知事の指定を受け、さらには公益法人制度改革の中で、平成25年3月に公益社団法人としての認定を受け、引き続き、県内唯一の浄化槽の法定検査機関として、その役割を担ってきました。

その後、千葉県は法定検査の未受検者対策として、一般財団法人千葉県環境財団を新たな検査機関に指定し、平成30年度からは2つの法定検査機関が県内を区域割りして検査業務を行うこととされました。

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、令和3年4月から7月にかけてまん延防止等重点措置が適用され、更に8月から9月にかけて緊急事態宣言が発令されました。また、令和4年1月から3月にかけて、再びまん延防止等重点措置が適用されており、県内の感染者数が連日過去最多を更新するなど、非常に厳しい状況となるなど、多難な1年でした。

新型コロナウイルス感染症に関して、当センターにおいては引き続き感染防止対策を十分に講じながら検査を実施いたしました。

このような状況の中で、千葉県環境財団との区域割り検査を実施し、低迷する千葉県の法定検査の受検率を向上させ、公共用水域等の水質の保全を図るため、検査業務の推進に取り組んでまいりました。

平成30年度から実施している11条検査の未検査浄化槽を対象に県及び保健所設置市の指導文書の発送により、今年度は約570基（依頼率28%）の依頼促進ができました。

当センターの事業運営に関しては、水質検査に関する信頼性の確保を図ることを目的に制定し令和2年4月1日付けで施行した内部監査規程に基づき、内部監査を実施し、指摘事項への対応として、法定検査の実施における基本的な心構えや対応について定められた浄化槽検査員法定検査実施マニュアルの改正を行いました。また、水質検査項目のうちBODの分析について、当センターにおける体制を整備し、自社でのBOD分析業務を開始しました。

また、指定検査機関の指定期間が令和4年3月31日までとなっていたことから、令和4年4月以降も引き続き検査業務を実施していくために、指定検査機関の指定申請を令和4年2月15日に行い、令和4年3月30日付けで千葉県知事の指定を受けたところです。

今後とも、関係機関等と連携して法定検査の受検率のより一層の向上を図るとともに、検査業務の適正かつ着実な遂行について、引き続き努めてまいります。併せて、当センターの経営基盤の強化についても、取り組んでまいります。

1 会員の異動状況

令和3年度末における会員数は、次表のとおり前年度末に比べ1社が入会し、4社が退会して、176社となりました。（正会員：3社減）

[会員の入退会の状況]

(単位：社)

区 分	令和2年度 会員数	令和3年度		
		入会	退会等	会員数
正会員	176	1	4	173
賛助会員	3	0	0	3
特別会員	0	0	0	0
合 計	179	1	4	176

(令和3年度末現在)

2 総会・理事会等会議の開催

令和3年6月2日に公益社団法人へ移行後の第9回定時総会を開催し、令和2年度事業報告・決算及び令和3年度事業計画・予算について審議・議決するとともに、役員の選任、理事会の議事録への記名押印に関する定款の一部改正を行いました。

4月、7月、12月及び3月に理事会を開催しました。また、6月2日に臨時理事会を開催し、理事長及び執行役員の選任を行いました。なお、9月の理事会は新型コロナウイルスの影響で書面決議となりました。

併せて、執行役員による執行委員会を5回開催し、センター業務の適正な運営を図りました。

3 法定検査事業

令和3年度の法定検査実施基数は、次表のとおり 49,584 基（7 条検査 3,152 基、11 条検査 46,432 基（うち 11 条 BOD 検査 17,094 基））で、令和2年度実績（48,343 基）に対し 1,241 基、2.6%増となりました。

令和3年度の事業計画での目標基数（53,000 基）に対しては、7 条検査で目標（3,000 基）を 152 基上回り、11 条検査については目標（50,000 基）を 3,568 基下回り、全体では 3,416 基下回りました。

なお、後述するようにこれまで県等と連携協力して実施してきた法定検査受検促進の取組の効果により、11 条検査の実施基数が増加したことなどから、令和2年度の検査実施基数と比較して、全体では 1,241 基上回ることとなりました。

また、法定検査の実施結果については、浄化槽法に基づき、毎月、千葉県及び保健所設置市（船橋市、柏市）に報告するとともに、不適正と判定された浄化槽については、管理者等に対して、適宜、改善策等の助言を行いました。

[令和3年度法定検査実施基数（過去5か年度の推移）]

検査区分		年度				
		R03	R02	R01	H30	H29
7 条検査		3,152	3,169	3,033	1,282	4,714
11 条検査	全項目	29,338	28,050	29,012	29,277	31,211
	BOD	17,094	17,124	15,519	17,693	20,527
	小計	46,432	45,174	44,531	46,970	51,738
合計		49,584	48,343	47,564	48,252	56,452

[令和3年度検査区分別判定結果]

検査区分		検査基数	判定結果		
			適正	おおむね適正	不適正
7 条検査		3,152	1,830	854	468
11 条検査	全項目	29,338	15,054	13,120	1,164
	BOD	17,094	15,035	2,057	2
	小計	46,432	30,089	15,177	1,166
合計		49,584	31,919	16,031	1,634

法定検査の効率化を目的に平成 18 年度から導入した 11 条 BOD 検査について、現地での採水・確認調査を担当する嘱託採水員の技術水準の維持・向上を図るための講習会を令和 3 年 5 月 26 日（水）、10 月 27 日（水）、10 月 28 日（木）及び令和 4 年 2 月 16 日（水）の計 4 日間で開催しました。

4 検査遅延解消に向けた取組

当初確認された検査遅延浄化槽 1,752 基のうち、令和 3 年度は 7 基の検査を実施し、1 基の返金を行いました。

これにより、令和 4 年 3 月 31 日までに 1,582 基の検査を実施し、48 基の返金をしたこととなりました。

残りの検査遅延浄化槽 122 基については、引き続き現地訪問等による受検の案内をするとともに、浄化槽の未設置・未使用、下水道接続等による廃止、浄化槽管理者の変更等の実態が確認されたものは、それぞれの実情に応じて検査手数料の返金等の手続きを進めます。

5 関係機関との連携協力による受検促進の取組

7 条検査については、浄化槽管理者及び不動産業者に対する法定検査受検の徹底・促進を図るため、県、船橋市、柏市の指導文書の通知及び受検案内文書を送付しました。

また、法務省の外郭団体が運営する「登記情報提供サービス」を利用して、今まで情報入手が難しかった建売住宅等における売却後の浄化槽所有者（浄化槽管理者）が確認できない物件や、設置場所住所の住居表示の確認できない物件について、新設浄化槽の所有者及び住所等の確認を行い、当該サービスを利用して得た情報を基に受検案内を送付することとして、令和 4 年 1 月より検索作業を開始しました。この取組により、7 条検査の受検申込みの増加を図りました。

11 条検査については、検査実績はあるが近年は未受検の者に対し、前年度から引き続き県及び関係市の督促文書を受検案内とともに送付し、連携協力した取組を行いました。

また、市町村における浄化槽の設置補助制度や維持管理補助制度の的確な運用を図るため、対象浄化槽に関する受検情報の提供を行いました。

さらに、浄化槽一括契約制度の普及について一般社団法人千葉県環境保全センターとの連携など、関係団体との協力により受検促進を図りました。

6 浄化槽基本情報の整備

千葉県から「浄化槽総合管理システム業務委託（データ管理委託）」を受託し、浄化槽の新規・変更及び廃止等の情報について、電子台帳への登録入力を行うとともに、浄化槽の設置情報、合併処理浄化槽設置促進事業補助金の交付状況、法定検査受検状況等についてデータベース化し、法定検査を効果的に行うための基礎情報の整備を行いました。

これらのデータベースにより、県水質保全課・各地域振興事務所と当センター及び千葉県環境財団がネットワークで結ばれ、情報の共有・活用が図られました。

また、改正された浄化槽法では県及び保健所設置市が浄化槽台帳を作成することが明記されたことについても、浄化槽総合管理システムの電子台帳へ取り込みを行い、データの整理等を行いました。

併せて、船橋市及び柏市が整備する浄化槽台帳に対しても、作成に協力をしました。

7 普及啓発等の活動

令和3年6月に当センターのホームページを更新して、浄化槽の適正管理と法定検査の重要性等について意識の啓発を図るための取組みを推進しました。

また、合併処理浄化槽の普及や単独処理浄化槽からの転換促進の必要性などについて啓発するためのパンフレットを活用し、関係団体と連携して広報に取り組みました。

なお、従来から参加してきた「エコメッセ 2021 in ちば」については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、オンライン出展中心の開催となったため、参加については見合わせることにしました。令和3年度の「印旛沼流域環境・体験フェア」についても中止となりました。

8 事務局組織体制の充実等

当センター職員のコンプライアンス意識向上を図るため、令和4年1月5日に全職員を対象として研修会を開催しました。

令和2年4月1日付けで施行した職員研修規程に基づき、「新規に役職者となった職員（昇進を含む）」及び「令和2年度以降、新規に採用された職員」を対象として、一般社団法人千葉県経営者協会等の外部機関による研修の機会等を活用し、職員の資質の向上を図りました。

また、平成22年度に認証取得したエコアクション21（環境省のガイドラインに即した環境保全経営システム）に基づき、エコドライブの徹底、使用電力の削減など自らの事業活動に伴う環境負荷の継続的な削減に取り組みました。